

公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

目 的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

基本理念

公共工事の品質は、社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、建設工事の特性(目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等)にかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保。

公共工事の品質確保に当たっては、受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、民間事業者の能力の活用、請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行、公共工事に関する調査・設計の品質確保に配慮。

発注者の責務

発注者は、発注関係事務(仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督、工事中・完成後の確認・評価等)を適切に実施。

発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力。

政府等の取組み

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。
政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。

品質を確保するための発注手続

発注者は、競争参加者の技術的能力(工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等)を審査。発注者は、競争参加者から技術提案を求めよう努力し(工事の内容からみて必要がない場合は除外)、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。提案内容によっては公共工事を確実に実施できないと認めるときは、その提案を不採用とすることが可能。
この際、評価方法等に関する情報を公表。

発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表。

発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。

発注者の支援

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定するとともに、選定した者が行う発注関係事務の公正性を確保するため必要な措置。

国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成等に努力。

施行日等

平成17年4月1日から施行。

政府は、施行後3年経過の場合、本法の施行状況等について検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置。